

新旧対照表

箱根町介護保険条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（保険料率）

第5条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 35,400円

(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 49,560円

(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 53,100円

(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 63,720円

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 70,800円

(6) 次のいずれかに該当する者 84,960円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 92,040円

ア 合計所得金額が120万円以上200万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 106,200円

ア 合計所得金額が200万円以上300万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 120,360円

ア 合計所得金額が300万円以上400万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第11号イに該当する者を除く。)

旧（改正前）

（保険料率）

第5条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 30,600円

(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 42,840円

(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 45,900円

(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 55,080円

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 61,200円

(6) 次のいずれかに該当する者 73,440円

ア (略)

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 79,560円

ア 合計所得金額が120万円以上190万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 91,800円

ア 合計所得金額が190万円以上290万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 104,040円

ア 合計所得金額が290万円以上400万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

新（改正後）

(10) 次のいずれかに該当する者 134,520 円

ア (略)

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 148,680 円

ア 合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(12) 前各号のいずれにも該当しない者 155,760 円

2 所得の少ない第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第 1 項第 1 号に該当する者の平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、31,860 円とする。

（賦課期日後において第 1 号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）

第 7 条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第 39 条第 1 項第 1 号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ（1）に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第 2 号ロ、第 3 号ロ、第 4 号ロ若しくは第 5 号ロに該当するに至った第 1 号被保険者又は第 5 条第 6 号イ、第 7 号イ、第 8 号イ、第 9 号イ、第 10 号イ若しくは第 11 号イに該当するに至った第 1 号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第 1 号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から第 5 条第 1 号から第 11 号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

第 16 条 町は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第 202 条第 1 項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10 万円以下の過料に処する。

旧（改正前）

(10) 次のいずれかに該当する者 116,280円

ア（略）

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 128,520円

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第1号に該当する者の平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、27,540円とする。

（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があつた場合）

第7条（略）

2（略）

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至つた者及び同号イ（1）に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロに該当するに至つた第1号被保険者又は第5条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ若しくは第10号イに該当するに至つた第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至つた日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至つた日の属する月から第5条第1号から第10号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4（略）

第16条 町は、被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであつた者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。

